

防官秘第159号
14. 1. 11
一部改正 防官秘第182号
19. 1. 9
一部改正 防官秘第8637号
19. 9. 3
一部改正 防官秘第4655号
25. 3. 29
一部改正 防官秘第7882号
26. 5. 30
一部改正 防官秘(事)第383号
28. 10. 12
一部改正 防官秘(事)第24553号
令和4年12月27日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

事務次官
(公印省略)

自衛官以外の隊員が職務上必要な射撃を行う場合の手續等に関する訓令第3条第2号に規定する別途防衛大臣の定める教育について(通達)

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

記

自衛官以外の隊員が職務上必要な射撃を行う場合の手續等に関する訓令(平成14年防衛庁訓令第1号)第3条第2号に規定する「別途防衛大臣の定める政策の企画及び立案に参画させ、又は上級の管理者として勤務させるために実施される教育」は、次のとおりとする。

- (1) 大臣官房長が実施する係長級研修
- (2) 国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)若しくは国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)の結果によって人事院が作成した名簿の中から選

考された者又はこれらに準ずる者で、採用後2年を経過した者に対する研修

- (3) 陸上幕僚長が実施する事務官等上級管理課程
- (4) 海上幕僚長が実施する事務官等上級課程
- (5) 航空幕僚長が実施する上級事務官等講習
- (6) 情報本部長が実施する情報本部上級研修
- (7) 防衛装備庁長官が実施する防衛装備庁事務官等研修